（様式第８号）

機密保持誓約書

鳥取県知事　平井　伸治　様

 　　　　　　　　 　　令和　　年　　月　　日

 入札参加希望者（社名）

 住所

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　当社は、鳥取県に対し、鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等賃貸借及び保守等業務一般競争入札（以下「本目的」という。）への参加に際し、下記のとおり、を誓約します。なお、本誓約書における機密情報は、次のとおりとします。

【機密保持対象項目について】

１　本目的における機密情報とは、鳥取県が本目的を遂行する上で、開示する全ての情　報及び当社が本目的の作業上知り得た鳥取県の非公開情報をいう。ただし、次の各号の　いずれかに該当する情報は除く。

　(１)開示の時点で既に公知のもの又は当社の責めによらず公知となった情報

　(２)当社が事前に鳥取県の承諾を得て公開した情報

 (３)第三者から機密保持義務を負うことなく当社が正当に入手した情報

 (４)開示の時点で既に当社が保持している情報

 (５)当社が独自に創作した情報

２　前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報の　うち、次の各号に該当するものを含むものをする。

 (１)鳥取県が提供した一切の資料

 (２)前号の複製・要約・その他二次的資料

 (３)電子メール、ファクシミリ及び郵便物などの資料

 (４)口頭により当社へ開示された情報

記

１　本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、鳥取県から開示された機密情報を開示又は漏えいしないこと。

２　鳥取県から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。

３　鳥取県から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に鳥取県の承諾を受けること。

４　本目的を遂行する上で機密情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に鳥取県の承諾を得た上で第三者に開示すること。

５　前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせること。

６　本目的を遂行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとること。

７　第三者が鳥取県に対して著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な　措置をとること。

８　４で定める第三者が５で定める本誓約と同様の機密保持誓約に違反した場合には、　その第三者と連帯して、県に対して責任を負うこと。

９　鳥取県から請求された場合又は本目的が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに鳥取県に返却すること。

10　本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び４で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させること。

11　本誓約書に定める機密情報の機密保持の期間は、無期限とすること。

12　当社又は４で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は鳥取県の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、鳥取県に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うこと。

 （添付書類）

入札しようとする者の概要が分かる資料